

摂津市議会

建設常任委員会記録

平成19年6月14日

議 会 事 務 局

目 次

建設常任委員会

6月14日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第35号所管分の審査	2
議案第39号、議案第43号の審査	2
補足説明（土木下水道部長）	
質疑（野原委員、本保委員、木村委員）	
議案第36号、議案第44号の審査	16
補足説明（水道部長）	
質疑（野原委員、木村委員）	
採決	22
請願第2号の審査	23
質疑（本保委員）	
採決	23
閉会の宣告	23

建設常任委員会記録

1. 会議日時

平成19年6月14日(木) 午前10時 開会
午前11時46分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長 山本靖一 副委員長 木村勝彦 委員 原田平
委員 本保加津枝 委員 野原修

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 小野吉孝
土木下水道部長 栗屋保英 同部次長 宮川茂行 下水道業務課長 石川裕司
同課参事 芳浦定行 下水道管理課長 山口繁 同課参事 渡場修一
同課参事 川上昭人 下水道整備課長 渡辺勝彦
水道部長 池田三紀夫 同部次長兼総務課長 乾 富治
同部参事兼工務課長 林 薫 総務課参事 東田真介 同課参事 塩 博志
営業課長 松井 進 工務課参事 原 正己 浄水課長 西 実
同課参事 林 昇
請願紹介議員 山崎雅数 請願紹介議員 川口純子 請願紹介議員 野口 博

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 岸本文夫 同局書記 湯原正治

1. 審査案件(審査順)

議案第35号 平成19年度摂津市一般会計補正予算所管分
議案第39号 平成19年度摂津市公共下水道事業特別会計補正予算
議案第43号 摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件
議案第36号 平成19年度摂津市水道事業会計補正予算
議案第44号 摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
請願第2号 下水道使用料金の値上げ中止を求める請願

(午前10時 開会)

○山本靖一委員長 ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。何かとお忙しい中、建設常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、きのうの本会議で本委員会に付託されました案件について、ご審議を賜るわけでございますが、何とぞ慎重審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願ひします。

なお、私は一たん退席させていただきますが、在庁いたしてしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○山本靖一委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、原田委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩いたします。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

議案第35号所管分の審査を行います。

本件につきましては補足説明を省略し、質疑に入ります。

暫時休憩いたします。

(午前10時3分 休憩)

(午前10時4分 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時5分 休憩)

(午前10時6分 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

議案第39号及び議案第43号の審査を行います。

本2件のうち議案第39号については補足説明を省略し、議案第43号について補足説明を求めます。

栗屋土木下水道部長。

○栗屋土木下水道部長 それでは、議案第43号、摂津市下水道条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

本市におきましては、下水道整備の進捗に伴い、浸水被害が減少し、生活環境も大きく改善されてまいりましたが、一方で起債残高は平成18年度末において、約477億円となっており、その元利償還金が下水道会計や一般会計を圧迫しております。加えて、本市はその厳しい財政見通しから、平成21年度まで資本費平準化債の発行を予定いたしておるところでございます。このような状況において、下水道経営の健全化、一般会計の負担軽減、さらには資本費平準化債等の起債発行に向け、下水道使用料の改定が必要となるものでございます。

それでは、本日配付させていただきました資料に沿ってご説明申し上げます。

まず1ページでございますが、今回の使用料算定期間は、平成19年度から平成21年度の3か年でございます。この期間における現行の使用料体系で推移した場合の汚水に係る収支の見積もりを、1に記載しております。

収入では、まず下水道使用料でござい

ますが、ここでは現行の使用料体系で推移した場合の使用料収入を記載しております。さらには汚水に係る資本費平準化債及び吹田市と茨木市から収入いたしております公債費負担金でございます。

支出は汚水の元金償還金、起債利子及び維持管理費で3か年の収支不足額は4億5,099万9,000円となります。この不足額を補うためには、使用料収入で62億7,782万2,000円の使用料収入が必要となります。これは現行の使用料単価で推移した場合の使用料収入58億2,682万3,000円と、収支不足額4億5,099万9,000円を合計した額で、改定前に比べ7.7%の増となります。また、下水道使用料の改定に当たっては、単年度収支の均衡が図れるような料金設定を目標としており、経費回収率100%となるような料金が上限と考えていることから、このままでは累積赤字は解消できないこととなります。ちなみに平成18年度末の累積赤字は、約2億4,300万円でございますが、これを解消するためには水洗化率の一層の向上及び維持管理費の縮減、さらには一般会計からの補填が必要となるものでございます。

2は、使用料対象経費の分解でございます。使用料の対象経費としては、83億1,023万6,000円でございますが、このうち資本費平準化債や公債費負担金に充てられている経費を除いたものが、控除後の対象額でございます。この対象額を、その性質に応じて需要家費、固定費、変動費に分解しております。需要家費とは、下水道使用水量の多寡にかかわらず、主として下水道使用者数に対応して増減する経費であり、使用料徴収関係経費等がこれに当たります。固定費とは、下水道使用水量及び使用者数の

多寡にかかわらず、下水道施設の規模に応じて固定的に必要とされる経費であり、資本費、人件費等がこれに当たります。変動費とは、下水道使用水量の多寡に応じて変動する経費であり、動力費の大部分がこれに当たります。

3は、使用料対象経費の配賦でございます。上記のように分解した経費を汚水の排水量に応じて区分した使用者群に配賦し、単価を決定いたしますが、このときの配賦基準を表に記載しております。

需要家費につきましては、検針回数に応じて1件当たり均等に配賦いたします。固定費につきましては、需要の変動に基づいて配賦しております。固定費とは、施設の規模に対応して必要とされる経費であることから、施設の規模をあらゆる指標として処理能力を用い、処理能力に占める排水需要の変動量に基づいて、固定費を各使用者に配賦してまいります。変動費につきましては、全水量に均一に配賦してまいります。

2ページをお開き願います。

このように対象経費を各使用者群に配賦した結果、各水量区画の単価が決まります。これが4の改定料率でございます。ここでは各水量区画について、現行単価と平均改定率7.7%の場合の単価及び改定率を記載しております。11から50立方メートルの区画において大幅な改定が必要となりますが、これはこれまで当該区画の単価が、一般家庭に与える影響が大きいことを考慮し、抑制されてきたため、現状の単価が理論上の単価に比べ、大幅に低くなっているものでございます。本来この程度の改定が必要となりますが、このままでは11から50立方メートルの改定率が大きく、市民に与える影響が大きいことから、緩和措置を講ずる必要があると考え、単価を調整して

おります。

また、10立方メートル以下の少量使用者についても、節水努力が報われるような料金体系としております。これが5の調整でございます。

ここでは11から50立方メートルの水量区画の改定率を12から14%台にとめたほか、基本使用料をこれまでの8立方メートル以下、8立方メートルを超え10立方メートルまでと定めておりましたが、これを6立方メートルとし、7立方メートルから10立方メートルまでは1立方メートル当たり税抜きで95円の従量使用料としております。なお、8立方メートル及び10立方メートルを使用した場合の使用料は、改定前と同額としております。一方、50立方メートルを超える区画については、現状の単価及び累進度を考慮し、現状に比べ3%から6%台の改定率としております。現行及び調整前後の使用料を比較したものを5ページに記載しておりますので、ご確認お願いいたします。

ここでは現行使用料を水量ごとに1として、7.7%、5.5%の改定を行った場合の水量ごとの比率を折れ線グラフにしております。10から50立方メートル使用した場合については、現行使用料と改定率7.7%の差が大きく、急傾斜になっていますが、調整により傾斜がなだらかになっていることがわかります。

2ページに戻りますが、この調整により、3か年の使用料収入は当初見込み6億7,782万2,000円から、1億3,229万4,000円減少し、6億1,452万8,000円となり、平均改定率は5.5%となります。7.7%の改定に比べ、1億3,229万4,000円減少しますが、これは一般会計繰入金で補うとしております。なお、基

本使用料の額については、実質4立方メートル程度の処理経費に見合う料金となっております。

3ページをお開き願います。

6は改定前後の使用水量別の使用料で、改定前後の府下順位、北摂順位とともに、改定後については使用水量ごとの料金の増減率を記載しております。改定後の府下順位等につきましては、4ページに記載しておりますので、ご参照願います。なお、府下順位については、府下43市町村に泉北環境を含めた順位としております。

7は経費回収率の状況でございます。経費回収率は、使用料単価を処理原価で除したもので、汚水の処理費用のうち、使用料収入で賄っている割合をあらわしております。なお、処理原価は処理経費を、使用料単価は使用料収入を、それぞれ有収水量で除したものでございます。上の表は資本費平準化債を発行している状態の経費回収率でございます。平準化債が元金の償還に充てられることから、処理原価が低下しており、向こう3か年で経費回収率が97.9%まで向上すると見込んでおります。

下の表は資本費平準化債を発行しない場合の経費回収率でございます。処理原価が上昇し、経費回収率が20ポイント程度低下することとなります。

8は、府及び全国との比較で、月20立方メートル使用した場合の下水道使用料及び経費回収率について、大阪府及び全国との比較を行ったもので、月20立方メートル使用した場合の使用料は本市が2,195円に対し、府下平均は平成18年3月現在1,824円、全国平均では2,442円となっております。経費回収率は本市が97.9%、平準化債を発行しない場合は76.1%、府下平

均は76.1%、全国平均は67.3%となっております。

なお、6ページに下水道事業の推移を記載いたしておりますので、確認をお願いいたします。

ここでは下水道事業特別会計の昭和63年度から平成18年度までの19年間について、建設投資額、一般会計繰入金、公債費、人口普及率、起債残高の推移をグラフにしております。建設投資額のピークは平成3年度から6年度で、公債費の上昇とともに一般会計繰入金が増加していることがわかります。また、平成16年度以降は資本費平準化債の発行により、一般会計繰入金が大幅に減少しております。公共料金である下水道使用料については、できるだけ低廉なものにするため、今後も事務事業の効率化や水洗化率の向上に努めてまいります。冒頭申し上げましたように、下水道経営の健全化、一般会計の負担軽減、さらには資本費平準化債等の起債発行のために、このたび下水道使用料の改定をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

野原委員。

○野原委員 おはようございます。それでは3点ほど質問させていただきます。

43号の下水道条例の一部改正の件ですが、きのうも委員長の方から質問があったんですけど、健全化計画で15%から5.5%に今回値下げの幅が推移したという形なんですけど、本来は特会は一般会計の繰り入れをなくして、受益者負担で賄うのが本来の姿ではないかなと私は思うんですけど。そうなれば、7.7%の値上げの中で推移して回収率が100%と言われるように、きのう部長も言われ

たように記憶しておるんですが。その場合、今度5.5%にした場合に、平準化債の借り入れができるのかどうか、その辺を1点お聞きしたいと思います。

それとまた2番目ですが、21年度以降の予定、計画、これはどのように考えられておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、3点目であります。これは水道の方と一緒になるんで、こちらの方で答えていただくか、水道の方で答えていただくか、ちょっとわからないんですけど、その辺は精査していただいて結構なんですけど、上下水道というものの考え方で、今回、下水の方が5.5%の値上げ、水道の方が2.41%の値下げという中で、10立方メートルで水量の使用料が使われているのが、大体全体の中で何パーセントぐらいおられるのか。これ実質値下げという形になろうかと思うんです。それとまた20立方メートル以下の方はどのくらいのパーセンテージでおられるのか、わかればお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 健全化計画で、当初15%という予定が、今回5.5%となっております。これは昨日、部長が申しましたように、健全化計画の策定時点と今回、今の時点とで使用料収入等の大幅な増収が見られるということで、15%までの改定が必要ない、7.7%の改定をすれば経費回収率は100%になるということで、7.7%に対して今回5.5%にはなっておりますけども、これで平準化債が発行できるのかというご質問でございますけれども、我々は7.7%に対して5.5%、経費回収率の98%まで向上するということから、10

0%ではございませんけども、十分にこれで平準化債は発行できると考えております。

2点目、平成21年度以降どうなるのかということでございますけれども、今現在、平成21年度までは一般会計の状況等から、平準化債を発行していくという方針でございます。それ以降のことにつきまして、平準化債を発行するのかどうか、今の時点ではっきりとした方針が出ていないというふうに、財政の方からも聞いております。下水としては平準化債を発行しなければ、いきなり経費回収率が20ポイント程度下がってしまうということで、その不足する財源をどういうふうに確保していくのか、これが大きな問題になってきます。1つは水洗化率の向上に努めて、できるだけ使用料収入の向上に、増収に努めるということ。さらには維持管理費の縮減、効率化を図っていくということ、こういったことでももちろん努力はしてまいりますけれども、これによっても財源不足を解消できるということにはならないと。当然、一般会計からの補填というものが必要になってくるかと思えます。ただ、そうなりますと、一般会計の方にそれだけの余力がその時点であるのかどうか、これもちょっと今の時点ではっきりしたことは言えませんので、平成22年度以降については、そういった一般会計の状況であるとか社会経済情勢、さらには一般市民、仮に使用料値上げということになれば一般市民への影響ということも、当然考慮する。そういったことを総合的に考えていかなければならないということで、明確に今の時点で平準化債を発行するか、料金を改定するかということの方針を持っているということではございません。

3点目で、10トン以下、10立方メー

トル未満の世帯の割合、それから20立方メートル未満の世帯の割合ということで、これは平成18年度の実績でございますけども、10トン未満ですと31.8%ぐらい。11トンから20トンが37%ぐらいということで、20トン以下ということになりますと、大体69%程度の割合になるということでございます。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 ありがとうございます。今のお答えの中で、それぞれやっけていく中で、きのうも委員長の方であったんですけど、水洗化率の向上ですね。これが今まで以上に取り組まないと、今の答弁ではやっていけないというような形の中でありましたんで、きのうも2,700件のうちの在宅は443件であったという形の中では、なかなかこの水洗化率の向上に対する取り組みは、今までどおりではだめだと思えます。これからこれに対して、どういった取り組みというんか、また視点を変えた形で、この水洗化率の向上をしていくのかということ、1点お聞かせ願いたいと思います。

今お聞きしたように、市民負担としては、安ければ安い方がいいし、この厳しい状況の中、上下水道という形の中で、市民の方の負担はそこで支払われますから、そこで一定の努力をされて、下水の方も7.7を5.5でやっていくという形の今話はありましたが、平成22年度以降は、そのときのいろんな経済状況等、いろんなものをかんがみて、またそれから対応していくというような形ではあったんですが、また平成22年度に大幅な値上げをするというような形にならないような対策を、今の質問で答えの中で、そうしてみないと大体わからないというようなところはあったんですが、その辺の平成22年度の、もうちょっと詳しく、

どういふふうな対策を考えているというふうなことがあれば、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

それと、先ほど教えていただきました20立方メートルのところで、大体69%の方がおられるということで、その負担増が1.30%、水道の値下げも含めてということで、これは本当に市民負担が少なくなった、また10立方メートルのところでは、かえって値下げになっているという形ではあろうかと思っておりますので、この点に関してはそれで結構です。その2点だけよろしく願います。

○山本靖一委員長 山口課長。

○山口下水道管理課長 まず、水洗化率の取り組みについてでございますが、去年平成18年度におきましては、啓発件数2,789件行かせていただきました。そのうち水洗化済みが99ございまして、2,690件が啓発の対象になったわけでございますが、そのうち留守宅が836件、それとその他、空き家とか閉栓箇所が1,411件、それと在宅されていたのが443件。在宅の方々にはすべて啓発で、1日も早く水洗化をお願いいたしますということで、お願いしておったところでございます。

ただ、一番問題なのが、その他空き家とか借家とかにお住まいの1,411件に関してですけれども、今年度、その点について、かなり力を入れている最中でございます。まず、5月、6月を啓発デーといたしまして、火曜日と木曜日、2人一組で啓発に向けて全力投球いたしておりますので、よろしく願います。

○山本靖一委員長 栗屋部長。

○栗屋土木下水道部長 それでは、平成22年度以降の問題でございますけれども、先ほど石川課長の方がご答弁申し上げている内容とは、一部重複申し上げます。

すけれども、よろしく願います。

まず、現在は平成16年度から資本費平準化債を発行させていただいております。そうした状況の中で、本市の財政見通し、これがいろいろ考慮させていただいて、財政担当ともいろいろ協議もさせていただいております。そうした中では、引き続き平成21年度までは平準化債の発行はしてまいりたいと。それをとめた段階で、委員ご指摘のように、今回お願いいたします経費回収率でいきますと、97.9%になりますけれども、平準化債をやめた段階では二十数パーセント落ちる。ということは、七十数パーセントの経費回収率になるという内容でございます。ただ、そうなりますけれども、平準化債もいつまでも発行してまいるといっても、今後の負担増になってまいるといって、いかなものかなというのは、片や一方でございます。

ただ、それで二十数パーセントを、当然、先ほどもご答弁申し上げます水洗化率の問題、また経営の効率化、その他のやっぱり我々内部的な努力、これは今一層徹底的にしていかなければならないと考えますけれども、それだけで補えるような状況でもないと思っております。そうした中で、今ご指摘の一般会計の繰り入れで賄うのか、使用料の改定で賄わせていただくのかという問題になるわけでございますけれども、これをどちらか一方でしたら多大な額になろうとも思っております。

一方、平準化債の発行をとめまして、今、健全化計画で計画させていただいている平成21年度末累積赤字が解消になった場合、起債発行等の建設事業債ですけれども、発行等の関係では、国とか府の下水道使用料の関与はやっぱり薄まるものと考えております。そうした時点で、本市の財政状況、財政当局等も慎重にやっ

ぱり見きわめながら、どういう配分、応分の負担をお願いするのか、また景気等の兼ね合いで、一般の繰入金で賄うのかというのは、平成21年度ぐらいの議論になろうかと、そのように考えておるところでございます。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 ありがとうございます。それでは、再度お聞きしたいんですけど、これはなかなか難しいかと思うんですけど、水洗化率の1,411件で、今、火曜日と木曜日に啓発に回っているという形のところで、今年度その1,411件に対する目標というのか、その解消を何件ぐらいという目標設定とか、そういう形のを設けられているのかどうか。また、火、木に啓発されているのは、時間帯はどのような時間帯で、先ほどのところでも留守宅が多いという形の中で、どのような時間帯で啓発活動をされているのか。そこのところをもう一度お聞かせいただけますでしょうか。

○山本靖一委員長 山口課長。

○山口下水道管理課長 まず目標でございますけれども、今年度は借家をお持ちの家屋所有者の方を、まず啓発にかけようということで、一応借家が去年のデータでございますが1,036件でございます。そのうち借家の、これは水洗番号は数は1,036件あるんですけども、そのうち約300件が家屋所有者でございます。ですから、まず300件の家屋所有者に、この5月下旬から、まず6月に1回、まず啓発をかけよう。その後、去年の留守宅等も行かせてもらおうと思っております。

それが目標でございますして、次に時間帯でございますけれども、現在、市役所の朝の9時半ごろから、午前中の11時半ごろ。それで午後は1時半ごろから5

時ごろまで行っておりますけども、おっしゃるとおりかなり留守のところもございます。ですから、6月が終わってから、今度は留守宅のところをどうするか、また内部で検討をして、水洗化率が上がるようにいい方法はないか、時間帯についても検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 大変な作業にはなるかと思いますが、この水洗化率を上げるという形が、今後の展開にも大きく左右してまいります。多分、今の話では5時以降に行かないと、なかなか難しいというようなところで、いろんな問題も出てこようかと思っております。その辺のご苦勞はお察しはしますが、今、山口課長が言われたような、この300件に対してどう啓発していくかという形のところで、この目標がどうにかクリアできるような形で、今も十分努力されているのは認めるんですけど、やっぱり結果として出てこない、今の努力という形が認められないんで、なかなか難しいところはあろうかと思いますが、今後一層、努力していただいて、結果を出していただくようお願いしておきます。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。本保委員。

○本保委員 ただいま野原委員の方からいろいろご質問がありまして、ご答弁もいただいておりますけれども、今回、さまざまな努力でもって、またさまざまな理由でもって、この改定がなされるということでお話もありました。平成13年度以降、下水道経営の健全化に取り組みを行政としてされて、増収に努めてこられたけれども、赤字補填のための一般会計からの繰り入れも減少させる等、その他の理由から、この料金値上げに至っ

たというようなお話をいただいたわけ
でございますけれども、具体的に維持管理
費の縮減については、どのように講じて
いかれるのか、お聞かせをいただきたい
と思います。

あと、平成20年度からは連結決算と
して、公債費比率というものが一般会計
とか水道、また特別会計、またこうした
ものも視野に入れた会計運用がみなされ
ていくので、必然となっていくというよ
うなお話が、総務部長の方からも本会議
中ありましたけれども、こういったこと
に対してでも、今後、今現在値上げで2
1年度までの試算をされて、このよう
になりますというご説明はいただいたわけ
でございますけれども、こういった連結
決算に対応する、何か対策を講じておら
れるのかどうか、これもお聞かせをいた
だきたいと思うんです。現在のところ
では平成19年度から平成21年度、3年
間ということでご提示をいただいている
わけですが、こういったお話があっ
たことを踏まえて、途中から入ってくる
わけですが、そういったことに対
して、今後どのようにお考えであるのか、
お聞かせをいただきたいと思います。

それで、今回、この水量区画の基本使
用料の分け方なんですけれども、これは
こういった形でこのような形になったの
か、節水努力が報われるよう配慮したと
いうご説明がございましたけれども、こ
の根拠についてちょっとお聞かせをいた
だきたいと思います。

あともう1点、今回全体としまして、
下水道料金につきましては、私ども公明
党も値上げそのものには、基本的に市民
の皆さまにご負担をおかけするところ
でありますので、ずっと反対をしまいい
ました。しかし、この行政のさまざまな
状況、また一般会計からの繰り入れが増

していくということで、結局、市民の皆
さまに不公平感を持った施策となっ
てはいけないということも考えまして、
今回の5.5%という値上げをご提示を
いただいたんですけれども、この改定率
が、なぜ今回5.5%というところで、
さまざまな理由でもってということ
はお聞かせいただいているんですけ
れども、その5.5%にするという
ことでご提示をいただいた経緯につ
いて、ご説明をお願いしたいと思います。

○山本靖一委員長 石川課長。

○石川下水道業務課長 維持管理費の
縮減ということで、具体的にどうい
うことを考えているのかというお問
いでございます。

維持管理費として大きなもの、本市
の場合でしたら流域の負担金、これが
維持管理費の7割程度、その負担金
が占めるわけですが、そういったと
ころは流域の方で、当然、維持管理
コストの削減に努めていただく必要
があります。本市ですと、1つは人
件費ということなんですけれども、
人件費については健全化計画で19
人ということになってますけれども、
今現在18人ということで、人件
費の削減も図れている。さらに委
託化を進めることによって、事務の
効率化を図っていきたく。こうい
ったことをやっていく中で、維持
管理費の縮減を図っていきたく思
っております。

3番目の質問になるんですけれど
も、水量区画の分け方、特に10
トン以下を、6トン、10トンの
間で従量単価にしたという、そこ
ら辺の考え方というご質問でござ
いまして、これまで10トンとい
うのを基本使用料ということで考
えておりまして、この部分につ
いては生活弱者の方に配慮して、
10トンの理論的な使用料をいた
だくということではなくて、

ゼロから10トンの平均的な使用水量に見合う料金ということで、基本料金を定めておりましたが、今回さらに節水努力が報われるような体系にしていこうということで、従来の10トンの基本使用料をベースに、さらに節水努力が報われるような従量単価ということで、6トンまでを設定させていただいたと。6トンから10トンの従量単価を95円ということで税抜き定めておまして、これは10トン以上が100円を超えるような単価になっておりますので、従量単価として累進的に上げていくということから、95円程度が妥当であろうと。95円とすることで10トン、8トン、これまでの基本使用料とも同額ということもありまして、そういったところから95円という従量を設定させていただきました。

それから4番目の、5.5%になった理由ということでございますけれども、先ほども言いましたように、経費回収率が100%にするためには7.7%の改定が必要になります。しかしながら、7.7%改定してしまうと、11トンから50トン、この区画で大幅な値上げが必要になってくると。20から30というような大幅な値上げになってまいりますので、これは市民生活等への影響を考えれば、やはり激変緩和を図る必要があるだろうということで、その半分程度の改定率にさせていただいたと。さらに、10トン以下についても節水努力が報われるような体系ということで、10トンの基本水量を6トンにし、6トンから10トンまでを従量単価にした、こういったことから7.7%が5.5%になったということでございます。

2点目で、ちょっと確認したいんですけど、連結決算というようなことがある

中で、どういうふうな対応を考えているのかというご質問だったかと思うんですけども。

○山本靖一委員長 粟屋部長。

○粟屋土木下水道部長 それでは、2点目の公債費比率の問題でございます。一般会計、また私どもの特別会計を含めた連結になった、その今後の対応ということでございますけれども、常々一般会計の中でもいろいろご答弁申し上げておりますけれども、1つは起債の発行に当たりましては、元金償還の範囲内でおさめるというのが1つございます。ただ、起債でございますから、新発債を発行しても減らしても、公債費比率が決して急に下がるものじゃございませんので、その後、公債費比率、起債残高を減らすためにどういう対応ができるかといいますと、私どもの特別会計におきましても、まだ金利8%台のものもございます。そういう高率の金利の分について、可能であれば繰上償還とか借換債を発行していくことによって、落としていくような努力は必要だというふうに考えておりますけれども、いろいろ政府系の機関、公庫におきましても、やはり借換債、繰上償還には条件が非常にきつところもございますので、繰上償還をすとなれば、また財源の手当等も必要でございますので、その辺はやっぱり慎重に見きわめながら、やっぱり起債残高を減らしていくという努力はしてまいりたいと、このように考えております。

○山本靖一委員長 本保委員。

○本保委員 今、お答えをいただきましたので、内容的には大変よくわかりましたので、理解ができた状況なんですけれども、今回この値上げ、100%にするには7.7のところを5.5に、いろいろな理由でもってしたと。市民の皆さんに

ご負担をおかけしないようにということで、その配慮からこういった形になりましたというお答えをいただきました。市民の皆さんに対する配慮については、2割、3割も上がるよりは、この程度の方がまだましではないかというような状況のお答えであったと思います。

まず、維持管理費の削減はどのようになされるのかと。その中身については、今お答えをいただきましたけれども、やはり単に委託をしていけば削減がなされているのかとか、維持管理費の縮減ということについて、人数を減らせばいいのかという、単純な問題ではないのではないかとこのように考えております。まずもって人数の、人員の削減というのは、やはり今大きく方向性としては掲げられておりますので、当然、お取り組みになられることだと思いますけれども、やっぱり作業内容とか、効率の問題とかということもしっかりと考えるの中に入れて、お答えをいただきましたかかなというふうに思います。

型どおりのお返事、ご答弁であったと思うんですけれども、やっぱりただ単に委託をして、縮減をしていくというだけの方途ではなくて、きちっとこのように改善をしていきますというような、明確な方向性が業務内容に至っても、その中身について、今後きちっとご説明がいただけるようにしていただきたいなど、このように望むところでございます。

あと、平成20年度からの連結決算の、公債費比率の件につきましては、今お答えをいただきましたけれども、全体としての中の特会の一つというのではなくて、やっぱり大きな比率を占めておられるということは、重々ご承知だと思いますけれども、こういったことに対しても、やっぱり今、目の前だけの改定で本当に済む

のかどうか。やはり、きちっとその辺についても、高率の金利の起債に対しては借りかえ等、考えていきたいと、慎重に行っていききたいというふうなお話もございましたけれども、そういったことについても、やはり明確に、こういった方向でやっていこうと思うということは、ご提示がいただければ、非常にわかりやすいのではないかなと、このように思います。

あと、今、お答えをいただきましたけれども、今回、改定の理由につきましても、この2.2%を押さえて5.5%にされたというのが、やはり市民の皆さまにとっては、今、お答えはいただいたんですけれども、どうしてなのということが、やはりなかなか上がったということに対して、やっぱりアレルギーというのがあると思いますので、そういったことに対して、市民の皆さんに本当にこちらでは二、三割上げないといけないところを、この程度におさめましたという話は、こちら側の話、行政側の話であって、市民の皆さんにすれば、5.5%もの値上げがなされたという、その痛みというものは大きいと思うんですね。こういった値上げの痛みを、市民の皆さんにご負担をしていただくわけですから、きちんとした赤字解消の方向性というものを、やはりさまざまな観点からきちっとお示しをいただきたいと、このように思うわけです。もっと具体的に中身について、やはり市民の皆さんにもご理解がいただけるように、またその理由についても、しっかり市民の皆さまにご理解をいただけるように、今後ともさらなるご努力をお願いしたいと思うんです。やはり行政としてしっかりと説明責任を果たせるように。今、説明責任を果たせるようにとか、いろいろやりますとおっしゃっていても、

なかなか市民の皆さんのところにまで声が届いていない。皆さんの説明責任の声が届いていないということですね。しっかりとお受けとめをいただいて、今後とも説明責任がきちっと果たせるように、取り組みをしていただきたいと思います。

摂津市の水道料金がもう高いという、やっぱり皆さんから必ず高いというふうにお話がありました。今回、上下あわせてということで、下水道料金は値上げするけれども、水道料金の方は値下げをするということで、多少の皆さんの気持ちの中では、少しはましなのかなという思いでお受けとめもいただけるかと思えますけれども、それはそれとして、やはり経営、運用がうまくいけば、値下げというのは当然あってしかるべきであるというふうに市民の皆さんはお考えであるということ、しっかりと受けとめていただき、認識をしていただいて、今回、値上げということに対して、きちんと説明がしていただけるように取り組んでいただきますよう、要望いたします。終わります。

○山本靖一委員長 意見、要望でよろしいですか。

○本保委員 はい。

○山本靖一委員長 ほかに質疑のある方。木村委員。

○木村委員 健全化計画の当初の目標の15%から5.5%に努力をされて、改定率を引き下げられたということについては、大いに評価をしたいと思うんですけれども。市民の負担の公平、あるいはまた格差の是正という点で、私、過去にも本会議で一般質問等でも取り上げましたように、10トン未満の中に年金生活者、あるいはまた独居老人、そういう障害者の方も含めて、水道の栓をひねれば下水道料金に連動していくという形で負

担をされていると。しかし、一方では大企業の中で、1万トンの水をくみ上げて、8,000トンの水を専用水路を通して摂津市の水路に無料で放流をしている。日額に換算すれば、約300万円の負担がゼロというような事態もあります。

そういう状況の中で、ここで改めてお聞きをしたいんですが、1万トンくみ上げたうちの8,000トンをそういう形で処理をされて、あと2,000トンを自社の浄化装置を通して製造工程で使用されて、それを下水へ落としておられるというようなことになっておると思うんですけれども。これくみ上げた水を浄化して製造工程に使うということになれば、そのメーターの関係はどうなっているのか。我々一般家庭は水道の栓をひねれば下水に連動するけれども、くみ上げた水を浄化して、そこで製造工程に使っているということになれば、入りのメーターがないわけですね。だから、そういう点では、出のメーターをどのような形で管理をされているのかということ、この機会に改めてお聞きをしておきたいと思えます。

と申しますのも、先ほども申し上げたように、やはり負担の公平という形、格差の是正。今、大変市民生活の中で定率減税の廃止、あるいはまた住民税の値上げ、負担の増という事態の中で、非常に市民生活が苦しい中で、市民がそういう負担の苦しみを味わいながら、一方ではそういう形で処理をされておることについて、やはり市民の理解を得るには、相当なやっぱりきちりとした説明がなかったら、理解してもらえないと思うんです。

というのは、やはり企業の社会的責任ということからすれば、やはりこの前の平成11年6月の、鳥飼野々3丁目の水

害のとき、あのときに神崎川から逆流してきた水が、野々3丁目で溢水をした。そのときにも、そういう企業の製造工程の8,000トンの排水は流れておったという形の中で、専用水路の沿線の住民の方の中から、これを見てくれという形で、私も現場を見ましたけれども、あっちこっちで専用水路の管が破裂をして、そこから水が噴出しているというようなことで、付近住民に大変な迷惑がかかっています。もっと言えば、その8,000トンの水が流れてなかったら、あの水害はあそこまで起こらなかつたのではないかという気もいたします。

そういう点で、あと2,000トンのくみ上げた水を浄化して使用したメーターの問題について、どうなっているのか一遍お答え願いたいと思います。

○山本靖一委員長 宮川次長。

○宮川土木下水道部次長 大企業が取水し、それを全量下水へ流さないで、その中での水量確認はどうしているのか、こういうお問い合わせでございます。

私どもとしましては、排水設備をしていただく際には、通常の工程ですと汚水発生源のものをじかに汚水柵につないでいただくと、こういう状況になってございます。大企業、要は水道水以外の水源をお使いになる、こういう部分のところにつきましては、排水設備をしていただく際に、最終汚水柵の直前で、その水量を確認する水量メーター、計量器を設置していただくことを義務づけております。これの水量確認という状況で、汚水量がどの程度流れたかということを確認するという状況で、汚水確認をしております。ですから、その汚水の中には、水道使用料も含まれた水量として計上しているという状況でございます。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村委員 今、宮川次長の答弁の中にありましたけれども、なるほど最終メーターが設置をされて、そこで水道水から流れ出た汚水、それからくみ上げた水を浄化して使用した汚水、トータルとして摂津市が使用料をもらうということで、きっちりとそういう点のメーターの管理はできているということですね。何パーセントの割合になっているかということは別にして、トータルとして使用料をもらうということですね。それはそれで理解できましたけれども。

この前にも本会議で、副市長の方からも答弁をいただきましたけれども、結局過去において、国策であったんかどうか、企業誘致の1つの条件として許されたことだと思うんですけども、取水権というこの問題について、これは取水権と同時に、また排水権もあるんかということ、私はこの機会に改めてお聞きしたいと思うんですけども、取水権は取水権として、あとはくみ上げた水は、やっぱり下水へ流してもらって使用料を取るのが普通のルールだと思うんですけども、それを専用水路をつくって河川に放流するということまでもが、取水権の1つの一連の流れの中で許可されておるのかどうか。その辺のことについて、一遍お聞きをしておきたいと思うんです。そうしないと、やはり同じ企業間でも、工業用水を買って、それで製造工程に使って下水へ落としておられると。これは工業用水も買っておられますし、排水の使用料も払っておられるという工場もたくさんあるわけですね。これは1つの特殊な例として、そういう取水権と同時に、専用水路をつくって、市内の河川に放流されておるというケースは、摂津市にとっては特異なケースだと思うんですけども。これは全国的にそういう形で、取水権と

同時に排水権まで認められておるのかどうかということについて、一遍改めてお聞きをしておきたいと思えます。

というのも、やはりこれから平成22年以降の健全化を図っていこうと思えば、そのときにまた改定率を下げ、市民負担を軽くしてということには、なかなかならないと思うんですね。そうなってくると、やはり経費の削減、あるいは歳入の確保ということが大事ですから、その辺のことについて、市としてどういうふうに認識されておるのかということ、この機会に改めて聞いておきたいと思えます。

○山本靖一委員長 栗屋部長。

○栗屋土木下水道部長 今、副委員長のご質問でございます。確かに取水権というのは、淀川からくみ上げておられますので、いわゆる河川管理者、国でございますけれども、そこからの権利をお持ちだというふうに理解しております。

ただ、排水権といいますと、その辺、申しわけないんですけども、明らかに把握した状況ではございませんけれども、副委員長ご指摘のように、専用水路から鳥飼水路に放流されているという実態がございます。その鳥飼水路につきましては、神安土地改良区の管理でございますので、神安土地改良区からは何らかの許可は得ておられるというふうに認識しておるところでございます。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村委員 神安土地改良区というのも、1つの経営をされておられますから、排水同意の形で料金を徴収されておるかもわかりませんが、それは企業と神安との関係であって、摂津市にとってそういう市内を専用水路を通して放流されることについては、料金が徴収されないということで、これはもう当然だという認

識なのか、やはり何らかの形で、それは徴収できる方法はないのか、その辺の研究をされる気持ちが担当課の方にあるのかどうか、その辺はお答え願いたいと思えます。

○山本靖一委員長 栗屋部長。

○栗屋土木下水道部長 この問題につきましては、以前から副委員長にいろいろご指摘を賜っているわけでございます、そのときにもいろいろご答弁申し上げています。その問題につきましては、私どもの考え方は、あくまでも下水道法上としては認められる行為だというのが1つございます。ただ、こういう料金改定の問題、その他いろいろ使用料の問題等考えますと、お願いするわけにはまいりませんが、何らかの施設の改修時点とか、増築のときには、いろいろ相手とのご協議はさせていただきたい、このように考えております。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村委員 以前にも申し上げたように、専用水路。その専用水路が溢水をした関係で、あの水害のように、鳥飼のところへ下水管へ落とす設備を設置されました。これについて、そういう水害時には鳥飼水路へ放水しないで、下水管へ落とすという機能をつくられたわけですが、これについても市はやっぱり負担しているわけですね、その費用は。やっぱり、そこまで企業にサービスをしてやっていった中で、使用料も徴収をされないということでは、市民はなかなか理解しないと思えますわ。だから、そのときに、やはりそういう大雨のときには下水へ落とすという工事をしたときに、市の方でお金を負担するという判断をされた根本というか基本というのは、その辺はどういうことなんでしょうか。

○山本靖一委員長 栗屋部長。

○栗屋土木下水道部長 今、ご指摘いただいております水害との絡みでございます。確かにそれ以後、私どもの方で、ちょうど取り込みの雨水柵でございますけれども、それを設置させていただいております。一方、企業におきましては、鳥飼水路からの逆流の防止のためのゲート、これは企業負担でつけていただいております。そうした中で、雨水につきましても、これも常々申し上げておりますけれども、公共下水の原則として、雨水はやっぱり公費で賄っていくという考えから、その当時は本市の費用を持ちまして、設置させていただいたという内容でございます。

○山本靖一委員長 小野副市長。

○小野副市長 この議論につきましては、今手元に持っておりませんが、まさしくこの議論を本会議場でさせていただいたと思ってまして、あれはたしか静岡の下水道整備をしたことによって、河川放流じゃなくて下水道の中に流し込みをしてくれと。河川放流は認めないということで、静岡地裁、高裁で、現行法上は河川放流は合法であるという判決が出て、確定をしたということを申し上げたとおりでございます。

当該企業もそういうお考えを持っておられるというふうに思います。ただ、摂津市として、この大口需要家は、そのご指摘の企業、それからもう1社が、極めて高い率の使用料を納めてもらっている企業でございます。過日もこの議論については、当該企業は全く無視をされているわけじゃございませんでして、今、栗屋部長が言いましたように、設備の改修をしなければならない時期がもうすぐ来ると。そういうときには、一定今までご指摘をされている中身も踏まえて、企業として社会貢献できるような努力はさせ

ていただきますということも、過日私の方にも確認はいたしております。

したがいまして、木村委員が言われているようなことについて、企業は、そんなもん何を言ってるんだということじゃございませんでして、これからの中身を、一定できるだけここで活躍している企業として、そういうことも十分踏まえながら、生産ラインの中でいろいろと取り組みを考えていきたいということは聞いておりますので、そういうことを私どもは期待をしていきたいし、また水道部の方も、過日、できるだけ水道水の使用ということもお願いに行っておりますし、私どももそのことについては、今後も機会あるごとにそのことについては、当該の企業に対してお願いなり、協力要請をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村委員 栗屋部長の答弁、あるいは小野副市長の答弁を聞いておりますと、市の主体性ということが僕は感じられないんですね。というのは、栗屋部長の答弁の中で、逆流防止用のゲートは企業の方でつけてもらってますということですが、その雨水排除ではなしに、工場排水を下水へ、公共下水の管へ落としておるんですよ。これ雨水ではないんですよ。その雨水ではない工場排水を下水へ落とす工事について、なぜ摂津市が負担しなければならないのか。その辺はどうしても私は理解できません。

それで今、副市長の方からも答弁があつて、以前にもそういう裁判の例も引き出されておっしゃってますけれども、やはり市としてこだけ公共下水の経営が厳しい中で、市民にも負担を強いていこうということになってくれば、やはり市として、この問題について、どういうこと

を要求していくんかということが、やっぱりなかったらいかんと思うんですね。ただ、今、栗屋部長のおっしゃったように、雨水は市の責任で落とさないかんということですけど、実際雨水ではなしに、工業用水を下水へ落とすための工事を市が負担しているということでは、こんなことを市民が知ったときに、果たして使用料の改定について納得してもらえるかということになれば、大いに私は疑問があります。

そういう点では、平成22年以降の健全化を図っていこうということであれば、その企業に限らず、やはり歳入の確保をどうするか、市民負担だけではなしに、ほかのそういう大口需要家の中でも歳入の確保を図っていくという、そういう努力をしてもらわんと、市民は納得してくれないと思いますので、その辺の今後の努力というものに期待をして、この点については要望にしておきたいと思います。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時3分 休憩)

(午前11時5分 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

議案第36号及び議案第44号の審査を行います。

本2件について補足説明を求めます。

池田水道部長。

○池田水道部長 議案第36号、平成19年度摂津市水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、目を追って主なものについて補足説明をさせていただくのが通例でございますが、今回、提案させていただいた補正予算の内容は、本年第1回定例会で可決賜りました一般職の

職員の給与に関する条例の一部改正、本年4月1日付人事異動及び本年4月1日付共済組合負担金率の改定などに伴う人件費に係る予算の補正を行うものでございますので、7ページの給与費明細書により、補足説明をさせていただきます。

平成19年度摂津市水道事業会計の当初予算に計上いたしました一般職の職員は53人でありましたが、本年4月1日付人事異動等で1名の減員となり、平成19年5月15日現在、一般職の職員は52人で、この内訳につきましては損益勘定支弁職員50人、資本勘定支弁職員2人となっております。なお、この52人とは別に、本年4月1日付で再任用短時間勤務職員1人を任用しており、1総括の職員数欄に括弧書きで記載させていただいております。

給与費の給料につきましては、補正前の額2億3,951万8,000円から179万1,000円を減額し、補正後の額を2億3,772万7,000円といたすものでございます。手当につきましては、補正前の額1億7,346万9,000円から175万円を減額し、補正後の額を1億7,171万9,000円といたすものでございます。

続きまして、法定福利費につきましては、補正前の額5,671万2,000円に117万8,000円を増額し、補正後の額を5,789万円といたすものでございます。

以上、補正予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第44号、摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきましては、提案内容の補足説明を申し上げます。

平成14年4月1日付で14.44%の料金改定をさせていただいて以降、水

需要は年々減少し、給水収益も減収の一途をたどるなど、厳しい状況が続いておりますが、受水費や支払利息、人件費など、各種経費の削減などにより、経営状況は順調に推移しております。

水道事業の経営を担当する者として、3条予算の収益的収支におきまして、毎年度3億円を超える単年度純利益が生じておりますが、4条予算の資本的収支におきまして、毎年度7億円前後の赤字傾向があり、それを利益剰余金や過年度損益留保資金などで補填しており、また企業債の未償還残高がまだ51億8,000万円を超えている状況等を勘案しますと、料金のマイナス改定を行うのは時期尚早で難しいと考えておりましたが、利益剰余金が相当な水準に達している状況から観ると、マイナス2.41%の料金改定を行うことも不可能なことではないとも考えられますことから、このたび料金改定を提案させていただくこととしたものでございます。

それでは、条例改正の内容について、ご説明申し上げます。

議案参考資料、条例関係の17ページから20ページをあわせてご参照賜りますようお願いいたします。

第2条第3号を削る改正は、第25条で料金について規定することとしたことによるものでございます。また、第25条第2項の改正は、市外給水を行う場合の基本料金及び従量料金については、別表第1の備考で規定することとしたことによるものでございます。第28条の2、第2項の改正は、字句の整備を行うものでございます。第32条の見出し及び同条第1項の改正は、字句の整備を行うものでございます。同条第2項の改正は、福祉減免の減免額につきまして、560円と明確に規定するとともに、字句の整

備を行うものでございます。別表1の改正は、別表1を別表第1に改めるとともに、表の様式等の整備を行うものでございます。それから、家事共用及び口径が20ミリメートル以下のメーターを使用されている場合は、基本料金を水量6立方メートルまで700円に、6立方メートルを超え10立方メートルまでの部分につきましては、従量料金に改めます。さらに10立方メートルを超える部分の従量料金単価につきましては、一律5円の減額をした額に改めるものでございます。口径25ミリメートル以上のメーターを使用されている場合の従量料金単価につきましては、全使用水量区分におきまして、一律5円の減額をした額に改めるものでございます。別表第1の備考の改正は、この表の用途の適用基準は管理者が別に定めることを第1項で明確に規定するとともに、市外給水を行う場合の基本料金及び従量料金については、第3項で規定することとしたものでございます。

次に、条例改正の附則でございますが、第1項は施行期日を定めたもので、今回の改正は平成19年10月1日から施行することを規定しております。第2項は経過措置を定めたものでございます。第3項は料金の算定方法を定めたものでございます。なお、今回の改定によりまして、年額に換算して約5,730万円の給水収益の減少が見込まれますが、各種費用の削減や投資的経費の抑制、利益剰余金の活用などにより、引き続き経営の健全性の確保に努めてまいります。

以上、条例の一部改正の補足説明とさせていただきます。

○山本靖一委員長 説明が終わりました。

質疑に入ります。

野原委員。

○野原委員 それでは、2点質問させて

いただきます。

まず議案第36号で、12ページにある特殊勤務手当の内容ですけど、徴収業務等の従事手当。これの内容と金額と、何人ぐらいおられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

それと、議案第44号。平成18年10月23日の委員会で、値下げできないかという形で質問させてもらった中、平成17年度決算で7億7,500万円余りの利益剰余金が出て、利益剰余金処分後でも5億6,500万円ありますが、その中では水需要が毎年減少し、給水収益が3,000万円前後毎年減ってくる中で、値下げは回避していきたいと。経営基礎を堅固にし、経営の好循環を招きたいと答弁されて、上下水道という物の考えで、会計の垣根を越えて、市民の負担が少しでも少なくなるような形で、オール摂津という視点で検討、要望していただいていたという形の要望に対し、ことし3月の一般質問の中、委員長も質問され、今回こういう形で2.41%の値下げをされるような形になった、今、部長も説明がありまして、これから企業努力といろんな形のものの中で、そういう上下水道という物の考え方で、下水道は値上げする中で、水道を値下げしていくという形の物の、この勇気ある決断には敬意を表したいと思います。

それで、そこでお聞きしたいんですが、2.41%という根拠。これをお聞かせ願いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○山本靖一委員長 乾次長。

○乾水道部次長 議案第36号の特殊勤務手当でございますが、特に特殊勤務手当の、徴収にかかわります特殊勤務手当の内容についてということでございます。これにつきましては、営業課の料金係及

びお客さま系の職員が、この手当を支給されておるわけでございますが、日額につきましては250円、それから滞納繰越分を徴収してきた場合は1,000分の10を支給しております。対象職員は、お客さま係で正規職員が2名おりますし、料金係の方で数名おりますので、支給しておりますのは10名以内。金額にしましたら、徴収日額の方が平成18年度実績で56万2,000円ほどになっております。それから滞納分の方の支給額が34万7,800円ほどになっております。

それから、次に2.41%の値下げの根拠ということでございますが、私ども、今回の料金改定に当たりまして、いろいろな値下げといえますか、料金改定の案を作成いたしました。もともと委員会、本会議等で、これまでご質問いただいた分では、基本水量の引き下げをできないかというようなご質問が、本会議では2度ほどございました。それから、また下水道の料金の緩和というような形で、つまりオール摂津というような考え方で、水道も黒字を出しているんだから、料金改定できないかというようなことで、前回の前年の決算の委員会等でご質問をいただいておりますが、実際のところ、この2.41%の明確な根拠、これははっきり申し上げまして実はございません。なぜこの額が年間5,730万円というような額、パーセンテージにして2.41%というような数字が出てきたかと申しますと、およそ先ほども野原委員の方からもご指摘いただきましたように、平成17年度の決算の段階で7億7,500万円ぐらいの利益剰余金が生じて、処分後も5億円以上の利益剰余金があるということでございますので、今後、私どもは10年間、平成28年度まで料金改

定を回避したいということ、市長の公約として申し上げさせていただいておりますので、そのことを考えますと、現段階で年間5,700万円ぐらいの額を減額するのが、今後10年にしますと、これ5億7,000万円ほどになってくるわけですから、このあたりの金額が限界値ではないかと。しかも10年間値上げしないでおくということも含めた場合の、その限界値ではないかと、そのように考えて、この料金設定をさせていただいたところでございます。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 ありがとうございます。先ほどの特殊勤務手当なんです、滞納の方に対して1,000分の10というのは、歩合制みたいな形になっているのかどうか、それを1点お聞きしたいのと、これは通常の業務の範囲内ではないんでしょうか、そこをこの手当という限りには違ったような対応をされているので、通常業務以外でこういう形の手当が出されているのか。民間であれば自分の職場の業務の中に、集金業務とかいろいろなものが入った中でも、それが含まれているというように、私なんかずっとそれで来たんで、水道の方には、またいろいろな形の苦労とかそういう形があって、こういう日々の形の徴収業務という形で、こういう手当がなされているのか、もう一度このとこだけ、ちょっとわからないので、説明だけお願いしておきます。

それと、先ほどご説明ありました2.41、その根拠に対しては、言われたような形で、毎年5,730万円、10年間一応値上げをしないという形の中で、この2.41という数字が、今の状況の中では目いっぱい数字ではじき出して、これからもそれぞれ水道の方では企業努力をされていくという中、言わ

れたように、有収水量の量も減っていく中で、今後とも大変かとは思いますが、これでしんどなったから5年後に上げるというような約束はできないという形で、10年間は絶対上げないと、市民に負担はささないという形で、今回、決断していただいた中で、下水道が上がる中で、先ほども下水の方でも言いましたが、10立方メートル未満だと、実質、上下水道という形では減額という負担になっております。そういった中で、今回の決断は、本当にありがたく、市民サイドからであればありがたいと思います。今後ともそういう努力をなされて、10年間、値上げをしない中で、いろんな形でさまざまな努力をされていかれる、そのご苦労には敬意を表しますが、今後ともよろしく願いしておきます。

○山本靖一委員長 乾次長。

○乾水道部次長 それでは、特殊勤務手当の徴収手当の分ですね、それと徴収にかかわる分の手当のご質問にお答えいたします。

これは滞納繰越分というのが、年度を越せば現年度内に取れなかった分として残ってきます。その分について徴収した場合に1%、1,000分の10ですので、それを料金係等の滞納の徴収にかかわった職員に、均等に支給をいたしております。

それから、通常業務の範囲内ではないかというご指摘でございます。これにつきましては、過去からいろいろ経緯があって、こういう手当が支給されるようになっておるんですけども、一般部局で申し上げれば、税の徴収手当、それから国民健康保険料等の徴収の手当などがございませぬ。こういった手当は、もともと税務職員、税務関係職員におきましては、国におきましては給料表そのものが税務職と

ということで、ちょっと異なっておりまして、一般行政職に比べて少し高い給料表を適用されております。特殊勤務手当と申しますのは、そもそも著しい危険、不快、不健康あるいは困難がある場合に、なおかつ本給で差を設けられない場合に、支給することができるというふうになっております。ご存じのように、本市の場合は、給料表が行政職の1表しかございませんので、給料表で差は設けられません。ですから、そういうことで、まず税務関係職員が徴収に際して、特殊勤務手当をもらえるように考えられたと。それにあわせて国民健康保険あるいは水道の料金の徴収、そういったものについても同様に手当を支給することとなってきたというものでございまして、これにつきまして、私も給料表が全く1表しかございませんので、そういう中で特殊勤務手当、もらえる者ともらえない者と分けていいのかというようなことも疑問にも感じる場所もございまして、これにつきましては一般部局と十分に調整した上で、今後の対応をまた研究していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○山本靖一委員長 野原委員。

○野原委員 よくわかりました。そういう形で前向きに、やっぱり一般の市民がおかしいなと思うようなことは、今までも随分そういう形でなくされたというのはお聞きしてますんで、今後ともまた特殊勤務手当のそういう形のものがなくなっていくような形、また違う方法で、そういう業務をやられている方が報われるような形を、またいろいろ検討していただきたいと、これは要望としておきます。よろしく申し上げます。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

木村委員。

○木村委員 今の質問、答弁の中でもありましたように、今回の料金改定で10トン未満の細分化、あるいは値下げに踏み切られた努力については、敬意を表したいと思います。そういう点では、これから10年間値上げをしないという1つの方針、これは敬意を表したいと思うんですけども、以前にやはり我々が議員になる前後から何年間か、水道料金が改定されずにずっと来て、それで市長がかわって一挙に大幅に値上げをせないかんという事態もありましたし。そういう点では、やはりそういう大きな激変が起こらないような形というのは、やっぱり健全経営を図っていつてもらいたいと思うんですね。そういう点では歳入の確保と、先ほど下水の方でも申し上げたんですけども、歳入の確保ということは不可欠の条件だと思うんです。

今、全国的に異常気象で、各地のダムが枯渇をして、非常に水不足が深刻な事態になってきておりますし、もうこれは日本だけでなしに、アジアでも、北京なんかもう常に水不足で大変な状態に入っておるといようなこともあります。そういうことになってきたときに、果たしてまた料金にはね返ってくるということも、なきにしもあらずだし、そういう点では、歳入の確保ということは、やっぱり私は不可欠だと思うんです。

今、節水ということが叫ばれておりますけれども、節水だけではなしに、異常にやっぱり使用量が激減をしているというようなケースが、この前の本会議でも私、質問しましたように、大手企業の中で、年間24万トン水を摂津市から買っておったのが半分以下になってしまった。これは節水ではなしに、くみ上げた水を浄化して、自分とこの製造工場に使っていているという形で、言ってみれば、

ただとは言いませんけれども、ただに近い形で、取水をした水を使用されて、摂津市の水道の水を買われておらないということで、摂津市の水道の使用量が半分以下になった。その半分というのも、24万トンの半分ですから、相当大的な激減という状況になってしまったわけですね。

そういう点では、やはりそういう企業の社会的責任の面からも、やはり従来、摂津市から買ってもらった水を使ってもらうようにという形で、やっぱり営業努力もすべきだということを指摘したんですけども、そのことについての担当部としての今日までの努力というものについて、この機会に改めてお聞きしておきたいと思います。

○山本靖一委員長 乾次長。

○乾水道部次長 ただいまのご指摘ですね、企業にも、最近ですとCSRというんですか、コーポレート・ソーシャル・レスポンスビリティといいますか、企業の社会的責任を果たすということが企業価値を高めて、企業にとってもメリットがあるんだから、企業はどんどん社会的に貢献しなさいというような、最近は動きといいますか、指摘とかいうようなものがあるわけですが、私どもも、その考え方は非常にいい考え方やなというように共感しております。

具体的に、これまで多量の水道水を使用してきたのに、近年、どんどん節水を超えるような節水をされて、水使用量が非常に低く抑えてこられているというような企業もあるというようなことで、ご指摘いただいたわけですが、私どももそういった企業に対しましては、以前から何とか水を使っただけのように、戸別の訪問などもいたしまして、営業活動もいたしております。また、最近におきま

しても、また企業訪問などもいたしまして、部長、私、それから営業課長などが訪問して、向こうの総務の責任者と、水を何とか、むだに使ってくれとは言いませんが、できることなら水道水を優先して使ってほしいというようなことでお願いして、一定、協力をするというようなお返事もいただく中で、水道の立場、向こうの考え方もいろいろお聞きする中で、双方ある程度理解する中で帰ってきたわけなんですけども、今後とも私ども、企業の社会的責任を果たしていただくというような意味合いも込めまして、今後著しい節水をされる企業につきましては、節水というか、節水を超えるような節水ですね、そういうような企業につきましては、戸別訪問でもして、水を使っただけのような営業活動をしてまいりたいと考えております。

○山本靖一委員長 木村委員。

○木村委員 水道部としての営業努力、そしてまた企業の前向きな姿勢ということについて、一定の評価をしながら、今後の双方の努力の経過を見守っていきたいと思います。

若干、ちょっと先ほど申し上げたことなんですけれども、この機会に改めて聞いておきますけれども、先ほど申し上げた異常気象の中でのダムの水の枯渇。これ、水の確保という点で、これは全国的な問題ですけれども、摂津市として、大阪府なり近畿なりのそういう水道関係者の中での一定の議論等もあろうかと思うんですけれども、やはりそういう事態になってくれば、例えば自己水、府営水のバランスの変化等も起こってくる可能性もありますし、取水制限、あるいはまた給水制限のようなことも、最悪の場合、考えられますし。先日、テレビでも報道されておりましたように、先ほど申し上

げた北京なんていうのは、もう今大変な水不足のようです。

そういう点で、市民の命の源である水の確保という点について、水道部として、この異常気象の渇水の問題について、どういうふうに認識されておるのか。これはやっぱり料金の問題だけではなく、やっぱり水そのものの資源の確保ということについても、やっぱり市民は大きな関心を持っていますので、この機会に改めてお聞きしておきたいと思えます。

○山本靖一委員長 池田部長。

○池田水道部長 今、木村委員の方からご指摘がありますように、私、先日の本会議でも申し上げましたけれども、今回、水道の値下げによって、料金の補正がないじゃないかというような指摘もございました。これにつきましては、やはり昨今の異常気象が非常にやはり気になっております。そういった中で、今回、料金改正に伴う、いわゆる料金収入についての収入減額については控えさせていただいたと。

といいますのは、やはり私ども、一番近年気になるのは、特に四国のダムですね。常時干し上がっているというような状況の中で、私ども府営水道協議会におきましても、近隣各市でまず相互連絡管を整備させていただいています。特に吹田市では5か所、茨木市では3か所、高槻市においては1か所、大阪市についても1か所というような形で、相互連絡管を整備させていただいておると。これにつきましては、当初、茨木市は乗り気ではなかったんですけども、やはり管理者が変わってきたというような状況の中で、茨木市と相談する中で、そういうような対応もしてきておるとというのが現状でございます。

したがって、今後、府営水道協議

会におきましても、こういった問題が取り上げられております。そういった中で、私ども、全国的に日本水道協会を通じて、連絡をとり合いながら対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解をちょうだいしたいと思います。

○山本靖一委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時38分 休憩)

(午前11時40分 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 討論なしと認め、採決いたします。

議案第35号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第36号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第39号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第43号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第44号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本靖一委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

暫時休憩いたします。

(午前11時41分 休憩)

(午前11時42分 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

請願第2号の審査を行います。

なお、本件に関し、1,827人の署名が追加提出されましたので報告します。合計6,458人となっています。

本請願の請願項目の1点目については、既に議案第43号が可決すべきものと決定していますので、みなす不採択すべきものとします。よって、請願項目の2点目について、先日に引き続き質疑を行います。

質疑のある方。ありませんか。

本保委員。

○本保委員 質疑というわけではございません。意見として述べさせていただきたいと思います。

ただいま上程になっております、この請願第2号につきましては、先ほど委員長のご報告にありましたように、請願項目の1点目はみなし不採択との決定をいたしました。項目のこの2点目として、計画的に未整備地域の下水道整備を進めることとありますのは、この点につきましては、私どもも以前から強く要望しているところでございます。市民への公平性の観点からも、今後も推進をしていかなければならないと、このように考えて

おります。

今回の趣旨は、この下水道使用料金の値上げ中止を求める請願ということでございますので、項目1の趣旨と同趣旨であるというふうに、この項目2も判断をさせていただき、この請願に対する反対の意見とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○山本靖一委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 以上で、紹介議員に対する質疑は終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時44分 休憩)

(午前11時45分 再開)

○山本靖一委員長 再開いたします。

討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本靖一委員長 討論なしと認め、採決いたします。

請願第2号のうち請願項目の2点目について採決します。

2点目について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者なし)

○山本靖一委員長 賛成なし。

よって、請願項目の2点目については、不採択すべきものと決定しました。

以上で本委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午前11時46分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により
署名する。

建設常任委員長 山本靖一

建設常任委員 原田平